

地 基 経 第 1 2 号
平成 2 9 年 2 月 3 日

地方公務員災害補償基金
各 支 部 長 殿

地方公務員災害補償基金
理 事 長 有 岡 宏
(公 印 省 略)

平成 2 9 年度概算負担金の納付等について

地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 1 5 年法律第 1 1 8 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。）（以下「地方公共団体等」という。）からの負担金の収納については、日ごろからご配慮をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 2 9 年度概算負担金の納付について、下記事項にご留意の上、地方公務員災害補償基金業務規程第 4 7 条の定めるところにより、貴職から本年 3 月 1 7 日（金）までに貴管下各地方公共団体等に対し必要な事項を通知されるとともに、収納されました概算負担金については、本部に速やかに送金されるようお願いいたします。

なお、平成 2 9 年度途中において解散する地方公共団体等につきましては、地方公務員災害補償法施行規則第 4 6 条の定めるところにより、解散した日後 6 か月以内に確定負担金の算定をし、その報告書を基金に提出するとともに精算をすることになっており、その際提出する職種別調査表と総括表については、当該地方公共団体等分についてのみ本部に提出することとなっておりますので、併せてご指導方お願いいたします。

記

1 各支部においては、地方公共団体等から提出された概算負担金報告書（別紙様式第 6 号、地方公共団体等に対しては概算負担金報告書の写しを必ず保存するよう注意すること。）に基づき、概算負担金に関する概算負担金総括表（別紙様式第 1 1 号）及び職種別調査表（別紙様式第 1 2 号）を基金業務総合処理システムにより作成し、これを 5 月 3 1 日（水）までに本部に提出（送信）すること。

2 平成 2 9 年度の概算負担金の算定基礎となる給与の総額は、平成 2 7 年度の決算に計上された給与の総額（退職手当及び児童手当を除いた額）とすること。

なお、この給与の総額は、平成 2 8 年度に算定事務を行った平成 2 7 年度の確定負担金の給与の総額と一致することになるので、その数値と誤りがないように注意すること（既に確認をしている数値であるので、改めて決算書と突合する必要はな

いこと。)

3 平成29年度の概算負担金の算定基礎となる負担金割合は、別添の率により算定すること（平成29年度は負担金率が改定されているので留意すること（「地方公務員災害補償基金定款の一部変更等について」平成28年11月22日地基総第122号理事長通知）。）。

4 平成29年度の概算負担金に係る理事長が定める率は、「平成29年度の概算負担金に係る地方公務員災害補償基金定款第17条の3第1項に規定する理事長が定める率について（平成28年11月14日地基経第72号理事長通知）」を参照すること。

また、理事長が定める率は職員区分毎に異なるため注意すること。

なお、理事長が定める率を用いることで、概算負担金の額が、実態と著しく乖離するおそれのある地方公共団体等にあつては、理事長が別に定める率を用いることを基金支部へ申し出ることとし、基金支部にあつては（4月7日(金)までに）本部協議を行う必要があること。当該地方公共団体等は、この協議により本部から回答のあつた率を用いて算定すること。

5 メリット制適用団体にあつては、負担金算定に必要となる「平成29年度の負担金の算定に係る地方公務員災害補償基金業務規程第33条の4に規定する理事長が定める値について」を平成28年11月4日付け地基企第48号理事長通知にて通知しており、この通知に基づき、基金業務総合処理システムに反映しているので、確認すること。

6 基金業務総合処理システムにおいては、平成27年度の確定負担金の「職員数」、「給与費総額」、「左のうち退職手当額」及び「給与の総額」欄の項目が、平成29年度の概算負担金のそれぞれの欄の項目に反映されるので、地方公共団体等からの報告書と相違がないように注意すること。また、「理事長が定める率」の欄の初期状態は職員区分毎の定率が表示されているので、この率と異なる理事長が別に定める率を用いる場合には、訂正して負担金の算定を行うこと。

7 平成27年度概算負担金額が平成27年度確定負担金額を超えたため当該過納額を平成29年度概算負担金に充当する処理を行った地方公共団体等については、概算負担金の納付額に誤りがないよう特に注意すること。

8 職種別調査表の「職員数」の欄においては、兼務職員は、兼務している各々の職種区分にそれぞれ一人として計上されたいこと（平成27年度の確定負担金の「職員数」が反映されるため地方公共団体等からの報告書と相違がないように注意すること。)

- 9 概算負担金の収納の事実が確認されたら、速やかに概算負担金報告書と照合し、過納額があった場合には、直ちに当該過納額を納付地方公共団体等に還付すること。
- 10 負担金収納整理簿に記入し、整理した概算負担金については、やむを得ない理由により納期限内に納付がなされない地方公共団体等の納付を待つことなく、一旦納付済地方公共団体等分について取りまとめの上、速やかに本部に送金すること。

また、納期限内に納付がなされない地方公共団体等に対しては、速やかに納付するよう督促を行うとともに、収納後は随時本部に送金すること。

特に、支部監査において納期限内納付がなされていない旨、指摘等を受けた支部においては、より厳密に督促を行うこと。
- 11 平成29年度に新設される地方公共団体等及び平成28年度に新設された地方公共団体等の概算負担金の算定基礎となる給与の総額は、平成29年度の予算に計上された給与の総額（退職手当及び児童手当を除いた額。以下同じ。）とすること。

この場合は、当該地方公共団体等から必ず予算書、あるいはそれに替わる給与費の内訳書を提出させ、各職種別の給与の総額及び負担金算定額に誤りのないように概算負担金報告書の算定基礎を十分に精査するとともに、当該地方公共団体等の理事長が定める率は、「1.000」として算定すること。

また、平成27年度途中において新設された地方公共団体等について、平成29年度の概算負担金の算定基礎となる給与の総額を平成29年度の予算に計上された給与の総額とした場合等も同様とすること。

なお、地方公共団体等が廃置分合した場合の取り扱いについては、「概算負担金の算定について（平成15年11月25日地基経第64号理事長通知）」により定めているので確認すること。
- 12 平成29年度途中において新設された地方公共団体等については、設置された日から45日以内に概算負担金報告書を提出させ、これに基づき、当該地方公共団体等の総括表及び職種別調査表を作成し、本部に提出（送信）すること。
- 13 都道府県、政令指定都市分については、これまでも早期納付について協力をいただいているところであるが、引き続き4月中に本部に送金していただくようできるかぎりの協力をお願いすること。
- 14 市町村、一部事務組合等分についても、これまでと同様にできるかぎりの早期納付の協力をお願いするとともに、早期納付された概算負担金については、5月15日前であっても、一旦納付済地方公共団体等分について取りまとめの上、速やかに本部に送金すること。

(別添)

平成29年度負担金率適用表

	普通補償経理 (定款別表第二)	特別補償経理 (業務規程別表第三)
義務教育学校職員	千分の0.90	千分の0.07
義務教育学校職員 以外の教育職員	千分の1.16	千分の0.13
警察職員	千分の3.16	千分の0.61
消防職員	千分の2.33	千分の0.15
電気・ガス・ 水道事業職員	千分の1.95	千分の0.11
運輸事業職員	千分の1.86	千分の0.37
清掃事業職員	千分の3.43	千分の0.82
船員	千分の3.77	千分の0.39
その他の職員	千分の1.09	千分の0.09